

平成十一年総理府令第六十七号

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則

ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第八條第一項及び第二項第一号、第十二條第一項及び第二項（同法第十三條第三項及び第十四條第二項において準用する場合を含む）、第十三條第一項及び第二項、第十四條第一項、第二十九條第四項（同法第三十條第二項において準用する場合を含む）、第三十二條第二項、第四十一條第二項並びに第四十五條第三項並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）第四條第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則を次のように定める。

（フロン類の破壊方法）

第一条 ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号。以下「令」という。）別表第二十七号の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 廃棄物混焼法
二 液中燃焼法
三 過熱蒸気反応法

（排出基準）

第一条の二 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号。以下「法」という。）第八條第一項の排出基準は、大気排出基準にあっては別表第一の上欄に掲げる施設及び同表の中欄に掲げる規模ごとに同表の下欄に掲げる許容限度とし、水質排出基準にあっては別表第二の上欄に掲げる施設につき同表の下欄に掲げる許容限度とする。

（測定方法）
第二条 法第八條第二項第一号及び第四十五條第三項並びに令第四條第一項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。
一 排出ガスを測定する場合にあっては、日本産業規格K〇三一一によるほか、次によること。

- イ 排出ガスの採取に当たっては、通常の操業状態において（令別表第一第五号に掲げる施設にあっては、燃焼状態が安定した時点から一時間以上経過した後）、原則四時間以上採取すること。
ロ 採取したガスは、温度が露度であつて、圧力が一気圧の状態のものに換算すること。

ハ 令別表第一第一号及び第五号に掲げる施設からの排出ガスを測定する場合にあっては、日本産業規格K〇三一一の七・四・三の備考の酸素濃度による補正を行うこと。この場合、換算する酸素の濃度（O₂）は令別表第一第一号に掲げる施設にあっては十五パーセント、令別表第一第五号に掲げる施設にあっては、十二パーセントとする。

二 排水を測定する場合にあっては日本産業規格K〇三一一によること。
三 法第四十五條第三項に基づき測定する場合には、前二号の規定によるほか、次によること。
イ 同一試料について二回分析を行い、それらの分析によるダイオキシン類の量（法第八條第二項第一号に規定する換算の方法により換算した量をいう。以下この号において同じ。）のうち小さい方を測定結果とすること。
ロ 次のいずれにも該当する場合にあっては、同一試料について再度分析を行い、当該再度の分析によるダイオキシン類の量（イの測定結果より小さい場合は、イの規定にかかわらず、当該再度の分析によるダイオキシン類の量を測定結果とする。）を用いること。
（一）イによる測定結果が排出基準又は総量規制基準に適合しないとき
（二）別表第三の中欄に掲げる異性体（当該異性体についてのイに規定する分析による二回の測定量がいずれも定量下限以上であるものに限る。）のうち少なくとも一の異性体について、当該二回の測定量の平均値と、当該二回の測定量のうち小さい方の差が、当該平均値に十分の三を乗じて得た値を超えるとき
四 令第四條第一項に基づき、令別表第一第五号に掲げる廃棄物の焼却炉のうち焼却能力が一時間当たり二、〇〇〇キログラム未満の施設から排出される排出ガスを測定する場合には、第一号の規定によらないで次に掲げる方法であつて十分な精度を有するものとして環境大臣が定める方法によることのできる。

イ ダイオキシン類がアリアルル炭化水素受容体に結合することを利用した方法
ロ ダイオキシン類を抗原とする抗原抗体反応を利用した方法
ハ ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
二 令第四條第二項の環境省令で定める方法は、次のいずれかとする。
一 高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法であつて環境大臣が定める方法
二 前項第四号に規定するところにより環境大臣が定める方法
（一・三・七・八―四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性への換算）
第三条 法第八條第二項第一号に規定する二・三・七・八―四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性への換算は、次項に定める場合を除き、別表第三の中欄に掲げる異性体の測定量ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数量を合計してするものとする。ただし、それぞれの異性体の測定量が定量下限未満である場合にあっては、当該異性体の測定量は零として換算する。
二 前条第一項第四号又は第二項第二号に規定する方法（同条第一項第四号ハに掲げる方法を除く。）により測定されるダイオキシン類の量は、当該測定量をもつて、二・三・七・八―四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性へ換算したものとす。

（特定施設の設置等の届出）
第四条 法第十二條第一項、第十三條第一項及び第二項並びに第十四條第一項の規定による届出は、様式第一による届出書によつてしなければならない。
二 法第十二條第二項の環境省令で定める事項は、ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項、緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法並びに大気基準適用施設にあっては第一号、水質基準適用事業場にあっては第二号に掲げるものとする。
一 排出ガスの発生及び排出ガスの処理の系統並びに排出ガスの測定箇所
二 用水及び排水の系統
（氏名の変更等の届出）
第六条 法第十八條による届出は、法第十二條第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては様式第三による届出書によつて、特定施設の使用の廃止に係る場合にあっては様式第四による届出書によつてしなければならない。
（承継の届出）
第七条 法第十九條第三項による届出は、様式第五による届出書によつてしなければならない。（廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に係る基準）
第七條の二 法第二十四條第一項の環境省令で定める基準は、一グラムにつき三ナノグラムとする。
二 前項の基準は、第二條第二項に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
（測定結果の報告）
第八条 法第二十八條第三項による報告は、様式第六による報告書によつてしなければならない。
（届出書の提出部数等）
第九条 法の規定による届出又は法第二十八條第三項の規定による報告は、届出書又は報告書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。
（光ディスクによる手続）
第十条 第四條第一項、第六條及び第七條の規定による届出書並びに第八條の規定による報告書並びにその添付書類（以下この条において「届出書等」という。）の提出については、当該届出書等に明示すべき事項を記録した光ディスク及び様式第七の光ディスク提出書を提出することによつて行うことができる。
（光ディスクの構造）
第十一条 前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
一 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二又はX〇六〇六及びX六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
二 日本産業規格X〇六〇九又はX〇六一一及びX六二四八又はX六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
第十三條 削除
第十四條 法第二十七條第五項及び法第三十四條第三項の証明書の様式は、様式第八のとおりとする。

(ダイオキシソ類土壤汚染対策地域の指定の公告等)

第十五条 法第二十九条第四項(法第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、ダイオキシソ類土壤汚染対策地域(以下この条において「対策地域」という。)を指定した年月日を明らかにするとともに、次の各号の一以上により対策地域の区域を明示して、都道府県の公報に掲載して行うものとする。

- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
- 二 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向
- 三 平面図

2 法第二十九条第四項(法第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告又は通知は、次に掲げる事項を記載した報告書又は通知書に、対策地域の区域を表示した図面を添えてするものとする。

- 一 対策地域の区域
- 二 対策地域の面積
- 三 対策地域を指定した年月日

(ダイオキシソ類土壤汚染対策計画に係る軽微な変更)

第十六条 法第三十二条第二項の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 法第三十一条第二項第一号イ若しくはロ又は第二号に規定する事業に係る事業費の額若しくは実施地域の面積の十パーセント未満の変更
- 二 前号に掲げる事業の内容の変更(主要な部分の変更を伴わず、周辺環境に著しい影響を及ぼすおそれがないと認められるものに限る。)
- 三 法第三十一条第二項第一号ロに規定する措置(事業を除く。以下この号において同じ。)のより軽微な措置への変更又は措置を講ずる期間の短縮

(権限の委任)

第十七条 法第三十四条第一項及び第三十六条第一項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、法第三十四条第一項に規定する権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

(政令で定める市の長の通知すべき事項)

次に掲げる事項のうち、指定区域内の大気基準適用施設に係るもの

イ 法第十二条第一項、第十三条第一項及び第十九条第三項の規定による届出の内容

ロ 法第二十八条第三項の規定による報告の内容

ハ 法第三十五条第二項の規定による通知の内容

二 ダイオキシソ類による大気又は土壤の汚染の状況

附則抄

第一条 この府令は、法の施行の日(平成十二年一月十五日)から施行する。

第二条 この府令の施行の際現に設置されている大気基準適用施設(設置の工事がされているものを含み、令別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉(火格子面積が二平方メートル以上又は焼却能力が一時間あたり二〇〇キログラム以上のものに限る。))及び同表第二号に掲げる電気炉にあつては、平成九年十二月二日以降に設置の工事が着手されたものを除く。)に係る大気排出基準は、別表第一の規定にかかわらず、平成十四年十一月三十日までの間は附則別表第一の上欄に掲げる施設及び同表の中欄に掲げる規模ごとに同表の下欄に掲げる許容限度とし、平成十四年十二月一日から当分の間は附則別表第二の上欄に掲げる施設及び同表の中欄に掲げる規模ごとに同表の下欄に掲げる許容限度とする。

2 この府令の施行の際現に設置されている水質基準対象施設(設置の工事がされているものを含む。)のうち附則別表第三の上欄に掲げる施設に係る水質排出基準は、別表第二の規定にかかわらず、平成十五年一月十四日までは附則別表第三の上欄に掲げる施設ごとに同表の下欄に掲げる許容限度とする。

3 平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によつて集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻については、次に掲げる方法により処分を行う限り、第七条の二の規定は適用しない。

一 セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないう化学的に安定した状態にするために

十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法

二 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないう化学的に安定した状態にする方法

三 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴つて生ずる汚泥について、重金属が溶出しないう状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

第三条 平成十二年三月三十一日までの間は、様式第八中「環境庁長官/都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、「環境庁長官又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、「定める市(特別区を含む。次項において同じ。)」とあるのは「定める市」と、「が行うこととする」とあるのは「に委任する」とする。

附則別表第一 既存施設に係る平成十四年十一月三十日までの大気排出基準(附則第二条関係)

令別表第一第一号に掲げる焼結炉	一立方メートルにつき二ナノグラム
令別表第一第二号に掲げる電気炉	一立方メートルにつき二十ナノグラム
令別表第一第三号に掲げる焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	一立方メートルにつき四十ナノグラム
令別表第一第四号に掲げる焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	一立方メートルにつき二十ナノグラム
令別表第一第五号に掲げる廃棄物の焼却炉	焼却能力が一立方メートルの時間当たり、につき八十ナノグラム

附則別表第二 既存施設に係る平成十四年十二月一日から当分の間の大気排出基準(附則第二条関係)

令別表第一第一号に掲げる焼結炉	一立方メートルにつき一ナノグラム
令別表第一第二号に掲げる電気炉	一立方メートルにつき十ナノグラム
令別表第一第三号に掲げる焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	一立方メートルにつき十ナノグラム
令別表第一第四号に掲げる焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	一立方メートルにつき五ナノグラム
令別表第一第五号に掲げる廃棄物の焼却炉	焼却能力が一立方メートルの時間当たり、につき一ナノグラム

附則別表第三 既存施設に係る平成十五年一月十四日までの水質排出基準(附則第二条関係)

令別表第二第五号に掲げる「リットルにつき二塩化エチレン洗浄施設」	十ピコグラム
----------------------------------	--------

備考 許容限度は温度が零度であつて、圧力一気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。

附則別表第二 既存施設に係る平成十四年十二月一日から当分の間の大気排出基準(附則第二条関係)

令別表第一第一号に掲げる焼結炉	一立方メートルにつき一ナノグラム
令別表第一第二号に掲げる電気炉	一立方メートルにつき十ナノグラム
令別表第一第三号に掲げる焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	一立方メートルにつき十ナノグラム
令別表第一第四号に掲げる焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	一立方メートルにつき五ナノグラム
令別表第一第五号に掲げる廃棄物の焼却炉	焼却能力が一立方メートルの時間当たり、につき一ナノグラム

備考 許容限度は温度が零度であつて、圧力一気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。

附則別表第三 既存施設に係る平成十五年一月十四日までの水質排出基準(附則第二条関係)

令別表第二第五号に掲げる「リットルにつき二塩化エチレン洗浄施設」	十ピコグラム
----------------------------------	--------

備考 許容限度は温度が零度であつて、圧力一気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。

附則別表第三 既存施設に係る平成十五年一月十四日までの水質排出基準(附則第二条関係)

令別表第二第五号に掲げる「リットルにつき二塩化エチレン洗浄施設」	十ピコグラム
----------------------------------	--------

備考 許容限度は温度が零度であつて、圧力一気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。

附則別表第三 既存施設に係る平成十五年一月十四日までの水質排出基準(附則第二条関係)

令別表第二第五号に掲げる「リットルにつき二塩化エチレン洗浄施設」	十ピコグラム
----------------------------------	--------

備考 許容限度は温度が零度であつて、圧力一気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。

附則別表第三 既存施設に係る平成十五年一月十四日までの水質排出基準(附則第二条関係)

令別表第二第五号に掲げる「リットルにつき二塩化エチレン洗浄施設」	十ピコグラム
----------------------------------	--------

令別表第二第九号に掲げる「リットルにつき二
 魔ガス洗浄施設及び湿式集じんピコグラム
 じん施設
 令別表第二十一号に掲げる「リットルにつき五
 魔ガス洗浄施設及び湿式十ピコグラム
 集じん施設並びに灰の貯留
 施設であつて汚水又は廃液
 を排出するもの

備考 この表の上欄に掲げる水質基準対象施設
 を有する工場又は事業場が同時に他の水質基準
 対象施設を有し、それらの排水系統が一である
 場合において、別表第二又はこの表によりそれ
 らの特定施設につき異なる許容限度の水質排出
 基準が定められているときは、当該排水系統か
 らの排水水については、それらの基準のうち、
 最大の許容限度のものを適用する。

附則（平成二十二年八月一四日総理府令
 第九四号）抄
 1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律
 （平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平
 成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成二十一年一月二二日環境省
 令第三六号）
 この省令は、平成十三年十二月一日から施行
 する。

附則（平成二十四年七月三一日環境省令
 第一八号）
 この省令は、平成十四年八月十五日から施行
 する。

附則（平成二十五年一月二七日環境省
 令第三一七号）
 この省令は、平成十六年一月一日から施行す
 る。

附則（平成二十六年一月二二日環境省
 令第三〇号）抄
 （施行期日）
 第一条 この省令は、平成十六年十二月二十七日
 から施行する。

（廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダ
 イオキシンの量の基準及び測定の方法に関す
 る省令の廃止）
 第三条 廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれ
 るダイオキシンの量の基準及び測定の方法に
 関する省令（平成十二年厚生省令第一号）は、
 廃止する。

附則（平成二十七年八月一五日環境省令
 第一五号）

この省令は、平成十七年九月一日から施行す
 る。

附則（平成二十七年九月二〇日環境省令
 第二〇号）
 （施行期日）
 第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施
 行する。

（処分、申請等に関する経過措置）
 第二条 この省令の施行前に環境大臣が法令の規
 定によりした登録その他の処分又は通知その他
 の行為（この省令による改正後のそれぞれの省
 令の規定により地方環境事務所に委任された
 権限に係るものに限る。以下「処分等」とい
 う。）は、相当の地方環境事務局長がした処分
 等とみなし、この省令の施行前に法令の規定に
 より環境大臣に対してした申請、届出その他の
 行為（この省令による改正後のそれぞれの省令
 の規定により地方環境事務所に委任された権
 限に係るものに限る。以下「申請等」という。）
 は、相当の地方環境事務局長に対してした申請
 等とみなす。

2 この省令の施行前に法令の規定により環境大
 臣に対し報告、届出、提出その他の手続をしな
 ければならない事項（この省令による改正後の
 それぞれの省令の規定により地方環境事務所に
 委任された権限に係るものに限る。）で、この
 省令の施行前にその手続がされていないもの
 については、これを、当該法令の規定により地
 方環境事務所に長に対して報告、届出、提出その
 他の手続をしなければならぬ事項についてそ
 の手続がされていないものとみなして、当該法
 令の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）
 第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰
 則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十九年四月二〇日環境省令
 第一一七号）抄
 （施行期日）
 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令に
 よる改正前の様式による証明書は、この省令に
 よる改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による
 改正前の様式により調製した用紙は、この省令
 の施行後においても当分の間、これを取り繕つ
 て使用することができる。

附則（平成二十九年六月二一日環境省令
 第一五号）
 （施行期日）
 第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施
 行する。

（経過措置）
 第二条 この省令の施行前にダイオキシン類対策
 特別措置法第二十八条第一項又は第二項の規定
 により行った測定に係る同条第三項の規定によ
 る報告は、この省令による改正後のダイオキシ
 ン類対策特別措置法施行規則第八條の規定にか
 わらず、この省令による改正前の様式第六に
 よる報告書によつてしなければならない。

附則（平成二十二年三月三一日環境省令
 第五号）
 この省令は、平成二十二年三月三十一日から
 施行する。

附則（令和二年三月三〇日環境省令第
 九号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年二月二八日環境省令
 第三一七号）
 （施行期日）
 1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による
 改正前の様式（次項において「旧様式」とい
 う。）により使用されている書類は、この省令
 による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用
 紙については、合理的に必要と認められる範囲
 内で、当分の間、これを取り繕つて使用するこ
 とができる。

附則（令和三年三月二五日環境省令第
 三三〇号）
 （施行期日）
 1 この省令は、令和三年四月一日から施行す
 る。

（経過措置）
 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による
 改正前の様式（次項において「旧様式」とい
 う。）により使用されている書類は、この省令
 による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用
 紙については、合理的に必要と認められる範囲
 内で、当分の間、これを取り繕つて使用するこ
 とができる。

附則（令和三年三月二五日環境省令第
 三三〇号）
 （施行期日）
 1 この省令は、令和三年四月一日から施行す
 る。

別表第一 大気排出基準（第一条の二関係）	
令別表第一第一号 に掲げる焼結炉	一立方メートルに つき〇・一ナノグ ラム
令別表第一第二号 に掲げる電気炉	一立方メートルに つき〇・五ナノグ ラム
令別表第一第三号 に掲げる焙焼炉、 焼結炉、溶鉱炉、 溶解炉及び乾燥炉	一立方メートルに つき一ナノグラム
令別表第一第四号 に掲げる焙焼炉、 溶解炉及び乾燥炉	一立方メートルに つき一ナノグラム
令別表第一第五号 に掲げる廃棄物の 焼却炉	焼却能力が一立方メートルに つき〇・一ナノグ ラム り、四、〇ラ ム以上 〇〇キログ ラム以上
	焼却能力が一立方メートルに 一時間当たつき一ナノグラム り、二、〇 〇〇キログ ラム以上四、 〇〇キログ ラム未満
	焼却能力が一立方メートルに 一時間当たつき五ナノグラム り、二、〇 〇〇キログ ラム未満
備考 許容限度は温度が零度であつて、圧力一 気圧の状態に換算した排出ガスによるものとす る。	
別表第二 水質排出基準（第一条の二関係）	
令別表第二第一号から第十一号 九号までに掲げる施設	〇ピコグラム
別表第三 二・三・七・八―四塩化ジベンゾ―パ ラジオキシンの毒性への換算表（第三条関係）	
種類	異性体
一 ポリ塩化ジベンゾフラン	一・二・三・七・八―四塩〇・一
二 化ジベンゾフラン	一・二・三・七・八―〇・〇
三 五塩化ジベンゾフラン	三
	係数

様式 6

ダイオキシン類特別措置法第27条第5項及び第34条第3項の測定方法

測定項目	測定方法	検出限界	検出単位	測定単位	測定場所	備考
1	抽出液の濃度を測定する検出限界は、抽出液100g中のダイオキシン類の濃度を測定する検出限界に抽出液100g中の抽出率を乗じて算出する。	抽出液100g中のダイオキシン類の濃度を測定する検出限界に抽出率を乗じて算出する。	抽出液100g中のダイオキシン類の濃度を測定する検出限界に抽出率を乗じて算出する。	抽出液100g中のダイオキシン類の濃度を測定する検出限界に抽出率を乗じて算出する。	抽出液100g中のダイオキシン類の濃度を測定する検出限界に抽出率を乗じて算出する。	抽出液100g中のダイオキシン類の濃度を測定する検出限界に抽出率を乗じて算出する。

様式第7 (第10条関係)

様式第7 (第10条関係)

光ディスク提出書

年 月 日

都道府県知事 署

提出者 氏名又は名称及び住所並びに法律事務所 人によってはその代表者の氏名

ダイオキシン類特別措置法第27条第5項及び第34条第3項の規定による測定方法に準じて、検出されたダイオキシン類の濃度を測定した光ディスクは以下のとおり提出します。

本提出書に添付されている光ディスクに記載された事項は、事実と経過が異なります。

- 光ディスクに記載された事項
- 光ディスクと併せて提出される書類

備考 1 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。
 2 提出の事項については、当該提出又は報告の義務事項を記載すること。
 3 「光ディスクに記載された事項」の欄には、光ディスクに記載されている事項を記載するとともに、二枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
 4 「光ディスクの種類や製造元」の欄には、当該提出又は報告の義務に本提出書に添付されている光ディスクに記載されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合については、その書類名を記載すること。

様式第8 (第14条関係)

様式第8 (第14条関係)

表 第 号

12センチメートル

ダイオキシン類特別措置法第27条第5項及び第34条第3項の規定による身分証明書

職名及び氏名	年 月 日	自然
都 道 府 県 知 事	年 月 日	日発行 有効
都 道 府 県 知 事 署	年 月 日	日発行 有効
市 長	年 月 日	日発行 有効

表 第 号

ダイオキシン類特別措置法第27条第5項及び第34条第3項の規定による身分証明書

第27条 都道府県知事は、国の地方行政機関の長及び地方公共団体の長と協議して、当該都道府県の区域に係る大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況についての調査測定をするものとする。

4 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土壌のダイオキシン類による汚染の状況を調査測定するため、必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、土地に立ち入り、土壌その他の物につき調査測定させ、又は調査測定のため必要な最少量に限り土壌その他の物を無償で採取させることができる。

5 前項の規定により立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第34条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置している者に対し、特定施設の状態その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

3 第一項の規定により立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項の規定による立ち入る職員は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第41条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。政令において同じ。）の長が行うことができる。

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。三 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者